

平成 2 3 年 度

建 設 部  
定 期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

建設部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成23年12月31日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

建設部	管理総務課	平成24年2月	2日	午前9時から
〃	まちづくり整備課	平成24年2月	2日	午前10時30分から
〃	土木課	平成24年2月	2日	午後1時30分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、建設部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成22年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

### 【管理総務課】

① 笛吹市市営住宅長寿命化計画策定に基づく今後の取組みについて（現在の管理戸数、老朽化している戸数、今後の対応等について）

② 道水路用地で当該地目に変更されていない土地の状況及びその対応について

### 【まちづくり整備課】

① 石和温泉駅北口周辺整備事業の今年度の進捗状況について

② 景観計画策定事業の進捗状況と条例検討に向けた取組みについて

③ 笛吹市緑の基本計画及び住宅マスタープラン策定に伴う今後のまちづくりについて

④ 八代ふるさと公園拡張整備事業の進捗状況について

### 【土木課】

① 砂原橋架け替え及び笛吹スマートインターチェンジ設置の促進と周辺道路整備事業の進捗状況について

② 各行政区からの地区要望に基づく土木課事業の実施状況について

③ 道整備交付金事業の今年度の実施状況について

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

5-② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施関連（予定）調書」

- 8 「公有財産購入に関する調書」
- 9 「歳入状況調書」
- 10 「歳出状況調書」
- 11 「滞納状況調書」
- 13 「賃貸借に関する調書」
- 14 「指定管理施設に係る修繕費の状況」
- 16 「郵便切手等受払状況」（該当課）

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成23年12月31日現在における建設部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。支出伝票関係については、検査の結果適正に処理されていた。なお、郵便切手はまちづくり整備課で該当があったが、受払状況については、切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

### (2) 事務・事業の執行状況

建設部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

## 7 指摘・要望事項

共通 要望事項		<p>①各種提出書類の中の説明文が途切れている箇所が（特にエクセルファイル）見受けられる。その様なことが無いように、十分注意すること。</p> <p>また、正本する時にページを開くと内側の数字等が見えなくなっているものがあるので、余白は十分とること。</p> <p>※次回から直してあれば、次年度の4-②「指定事項調書」の報告は不要。</p>
管理総務課	事務 事業	<p>①土地の賃貸借契約については、契約期間の長すぎるものも見受けられるので、ある一定の基準を設けて、契約期間を決定するように対処すること。</p>

		②未登記土地の解消については、1筆ごとに台帳整備をする為の、測量等に相当の時間を費やすことから、地籍調査をもう一度行うなど、他自治体等の状況も参考に、早期に解消できるよう検討すること。
	伝票について	①検査・検収調書の特記欄には立ち会った業者・担当者名を記入しておくこと。 ②工事、修繕の「完成届」、「工事目的物引渡届」については、受付印を押したもののコピーを支払伝票に添付しておくことが望ましい。
まちづくり整備課	事務事業	①公園の指定管理者にかかる〈基本仮協定書〉の第15条第2項には、修繕費の甲乙の責任基準額が記載されているが、甲が乙の基準額も負担している場合がある、これは現在の協定書によると協定違反の恐れがあるので、その条文の中に「ただし書き」を加え、甲も乙の基準額も負担できるような条文を加えること。 ②八代浅川河川公園の存続については、国に現状回復して返還する等も視野に入れて今のままでいいのか、関係区とも協議をして、決定していくこと。
土木課	伝票について	①食糧費については、申し合わせの金額以下で執行すること。

## 8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成22年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

### 【管理総務課】

#### 《指摘要望事項①》

耐用年数を過ぎた市営住宅については、順次取り壊し又は建替え等を検討し、住民が安心して住める市営住宅の管理を徹底すること。また、建替えた場合の住宅使用料についても、傾斜的に使用料を上げていく等、入居者の負担軽減等も考慮すること。

#### 《対応措置の内容》

耐用年数の過ぎた市営住宅については、順次取り壊しを行っております。(H22年度4戸・H23年度3戸) 建替え等については長寿命化計画を踏まえて検討することとしております。建替え後の住宅使用料につきましては、入居者負担の軽減等を考慮し検討することとしております。

#### 《指摘要望事項②》

現在入居している高額所得者については、早急に「笛吹市公営住宅 高額所得者明渡」事務取扱要領を整備し、明け渡しについて対処すること。

#### 《対応措置の内容》

高額所得者については「笛吹市公営住宅高額所得者明渡事務取扱要領(昨年作成)」をもって対応することと致しました。

#### 《指摘要望事項③》

市営住宅使用料について、支払い能力のある滞納者に対しては法的強制力を持って取立する。併せて、保証人に対しても弁済を求める要あり。市営住宅を利用する入居者の公平

性を図るためにも厳正に対処すること。

《対応措置の内容》

住宅使用料の支払能力のある滞納者に対しては、保証人に対しても折衝を行い公平性を図るよう厳正に対処しています。

《伝票についての指摘要望事項》

- ①検査・検収調書の特記欄には立会った業者・担当者名を記入しておくこと。
- ②市営住宅の解体工事の契約が、工事請負費で支出されているにもかかわらず、業務委託になっており、契約金額が100万円以上であるのに請書による契約がなされていた。

《対応措置の内容》

伝票等につきましては、適切な対応で処理をしております。

【まちづくり整備課】

《指摘要望事項①》

石和温泉駅前公園内の流水池については、子供たちが遊ぶにも怪我等の危険性があるので、取り壊して別の利用法を考えるなど、早急に安全策等を講じること。

《対応措置の内容》

石和温泉駅前公園の流水池やその周辺の整備については、現在進められております石和温泉駅前周辺整備事業にあわせて、石和温泉駅前公園の位置づけを再検討する予定としております。当面は現状の維持管理に努め、極めて危険性がある場合には、指定管理業者を指導しながら、その都度対応することとしております。

《指摘要望事項②》

指定管理委託している施設に対しては、清掃、管理状況について定期的に現場を確認するとともに、協定書に基づく管理が滞りなく履行されるように十分指導を行うこと。

《対応措置の内容》

指定管理している施設及び直営の公園施設も定期的に現場の確認を実施しており、特に指定管理委託業者からは施設の管理状況報告書を毎月提出させ、課題や問題に対する改善前、改善後の報告書と写真を付けて提出するよう指導している。

担当者はその状況を必ず現地確認をしております。

今後も指定管理委託している業者の管理が滞りなく履行されているか十分指導にあたる。

- ・モニタリング 1回目（4月から8月） 9月にモニタリングの実施
- 2回目（9月から12月） 1月にモニタリングの実施
- 3回目（1月から3月） 4月に年間の実績報告書によるモニタリングを実施している。

《伝票についての指摘要望事項》

- ①燃料費の検収日に誤りがあった。
- ②検査・検収調書の特記欄には立会った業者・担当者名を記入しておくこと。
- ③食糧費については、申し合わせの金額以下にすること。

《対応措置の内容》

課内会議において指摘事項を課員に伝え、調書・伝票の作成にあたっては指摘事項の記載、及び日付等に誤りのないよう注意を喚起しました。

【土木課】

《指摘要望事項①》

渋川排水機の今後の維持管理については、今後とも国・県等とも協議をして、早急に整備方法及び事業計画等の具体的な方向性を示すように努められたい。

《対応措置の内容》

渋川排水機の整備について県へ要望したところ、現在行われている渋川整備事業により排水機は不要である回答を得たところだが、渋川に係る補完すべき安全性について、引き続き不測の事態の対応を国及び県へ要望することと合わせ、河川管理者である県と共に、非常事態に備えた体制整備の強化を検討する。

#### 《伝票についての指摘要望事項》

- ①旅費（概算・精算）請求書に日付のないものがあった。
- ②検査・検収調書の特記欄には立会った業者・担当者名を記入しておくこと。
- ③委託料で支払うものが、修繕料で払っていたものがあった。

#### 《対応措置の内容》

単純なミスであるため、決裁時点で徹底したチェックを行い、再発防止に努める。

### 9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

#### 【管理総務課】

##### 《指定事項①》

笛吹市市営住宅長寿命化計画策定に基づく今後の取組みについて（現在の管理戸数、老朽化している戸数、今後の対応等について）

##### 《現状及び今後の方針》

現在の管理団地戸数：29 団地 391 戸

H22 年度に行なった「公営住宅長寿命化計画」の対象管理団地数：28 団地 338 戸

この長寿命化計画対象団地のうち 10 団地 95 戸が建替えの対象となっております。

その他、借地により管理している 3 団地も耐用年数を越えておりますので、今後の対応を考えていかなければならない状況にあります。

現在、建替え予定となる団地のほとんどは、低所得者の高齢者が入居しており家賃も低額であるため、建替えには現入居者のケアも併せて検討していかなければならないと考えています。

##### 《指定事項②》

道水路用地で当該地目に変更されていない土地の現状及びその対応について

##### 《現状及び今後の方針》

道路敷地で、笛吹市及び旧町村名に所有者が変更されているが、地目が道路以外のものについての箇所や数量については把握していません。

事業や隣接者が必要ある場合はその都度対応しています。

未登記の土地については、所有権移転時に地目変更を行っています。

未登記土地の調査については、合併後旧町村毎に整備された土地に関する資料を市全体で整備し、道水路の適正な管理を行うため、平成 18 年度、19 年度の 2 年間に渡り、朝日航洋(株)に委託し、航空写真と地番現況図をあわせ不一致リストを作成しました。

その結果、6,585 箇所の未登記土地と思われる箇所が確認されています。

このため、道路表示地番図を基にして、平成 20 年度より順次現地調査を行い 1 筆ごとに台帳を整備するため、平成 20 年度春日居町 707 箇所、平成 21 年度一宮町 986 箇所、平成 22 年度御坂町 1,509 箇所を実施し、平成 23 年度には八代町 1,129 箇所を実施中です。

未登記土地の解消については、未登記道路測量委託費として予算計上し平成 22 年度は、執行額 561 万円、50 筆、平成 23 年度は予算額 740 万円中執行額 540 万円、33 筆を実施しています。

#### 【まちづくり整備課】

##### 《指定事項①》

石和温泉駅北口周辺整備事業の今年度の進捗状況について。

##### 《現状及び今後の方針》

平成 23 年度石和温泉駅前北口広場及び国道 140 号線をつなぐアクセス道路用地買収は、予定分は順調に終了しました。

駅南北自由通路及び駅舎基本設計は、JR 東に委託、そのための協議を随時行ってきています。

駅北口共同溝設置のための設計委託等を行い、関係機関との協議を進めています。

平成 24 年度にあっては、残された用地買収を完了させ、南北自由通路、駅舎の実施設計を前

期に終了し、後半では、仮駅舎・駅舎の新設工事に着手していきます。

アクセス道路では、道路工事、共同溝等の工事に着手。

平成 27 年 3 月までの完成を目指します。

#### 《指定事項②》

景観計画策定事業の進捗状況と条例検討に向けた取り組みについて。

#### 《現状及び今後の方針》

平成 23 年度においては、景観計画策定委員会、庁内検討委員会を開催する中、景観計画（素案）策定に向けた取り組みを行ってきました。

平成 24 年度では、景観形成方針を含めた計画書の策定、景観条例の制定等に取り組んでいくものとします。

公表に際しては、各地域審議会、パブリックコメント、議会説明等を行い、市民への周知に努めていきます。

#### 《指定事項③》

笛吹市緑の基本計画及び住宅マスタープラン策定に伴う今後のまちづくりについて。

#### 《現状及び今後の方針》

##### 【緑の基本計画】

緑の基本計画の策定にあたっては、一般市民により「みどりのまちづくり市民会議」5 回を開催し、意見・提言を集約し、本計画書に反映させました。

「本市の基幹産業は、農業である。」であると標榜していますが、近年農地の荒廃、市の面積の 6 割を占める森林の荒廃が進行している状況にあります。

今後においては、市民と行政が協同して、次の施策に取り組んでいきます。

- ①緑化とみどりを守る活動を一層発展させる。
- ②緑を守り・育む仕組みを充実する。
- ③緑の普及・啓発活動を進める。
- ④桃源郷の樹園の緑を守り・活かす仕組みを充実させる。

##### 【住宅マスタープラン】

今回の計画策定にあたっては、特に本市の住宅事情の実態把握と課題の抽出等に努めました。

その結果、市営住宅の老朽化、売却用空き家が周辺市町村に比べ、多いことがわかりました。

今後の住宅施策には、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが肝要であり、市営住宅の管理・運営だけでなく、民間住宅対策や住情報や住教育などのソフト事業を含めた全方位的な施策の必要性が求められています。

少子高齢化が進む中、老朽市営住宅の再生、子育て支援や人口定着のための住環境整備など、更なる取組みを図っていくものとします。

#### 《指定事項④》

八代ふるさと公園拡張整備の進捗状況について。

#### 《現状及び今後の方針》

八代ふるさと公園拡張整備事業の進捗状況においては、平成 23 年度に計画していた用地交渉・取得（交渉・契約・登記移転等）の業務に直接取り掛かるまでに、事業認定を得るための業務に不測の時間を要してしまいましたが、12 月中には関係する土地地権者の 8 割以上の地権者と契約を締結し、登記移転まで完了することができました。

今後及び 24 年度においては、未契約となっている地権者との契約締結に向けて取り組むことと並行し、今年の 6 月頃を目途に、工事発注準備を進め、敷地造成を中心とする本格的な拡張整備工事を進める計画です。

#### 【土木課】

#### 《指定事項①》

砂原橋架け替え及び笛吹スマートインターチェンジ設置の促進と周辺道路整備事業の進捗状況について。

#### 《現状及び今後の方針》

砂原橋架け替え事業については、本年度から県道白井河原八田線から橋梁までを道整備交付金、橋梁から県道藤袋石和線までの周辺道路を社会資本整備総合交付金で実施。

スマートインターチェンジ整備事業については、平成 23 年 12 月 26 日に地区協議会において実施計画書の策定を終え、提出の準備が整ったため、国の動向を見ながら受付を待っている状況である。

#### 《指定事項②》

各行政区からの地区要望に基づく土木課事業の実施状況について。

#### 《現状及び今後の方針》

要望件数 278 件、対応件数 97 件、34%の実施状況であるが、現在対応中が 42 件あり、24 年 3 月末には全体で 139 件、50%の実施状況となる予定。

#### 《指定事項③》

道路整備交付金事業の今年度の実施状況について

#### 《現状及び今後の方針》

石和 8 号線・御坂 950 号線・砂原橋架け替え事業の 3 路線を道整備交付金事業で実施。

・石和 8 号線：全延長 L=380m の内、L=90m 分の坂路工事（H24. 1 末）および橋梁下部工工事（H24. 5 末）が完了予定。

H24 年度は、側溝工事、橋梁上部工工事を予定しており、平成 25 年度に事業完了を予定。

・御坂 950 号線：全延長 L=500m の内、L=240m 分の工事を完了する予定（H24. 3 末）

H23 年度予算の繰越分と H24 年度予算により完了する計画。

なお、成田交差点改良についても道整備交付金の継続申請をし、H25 年度着手予定。

・砂原橋架け替え事業：橋梁事業において、下部工全 6 基のうち 3 基について工事を完了する予定。（H24. 6）

残りの 3 基の下部工については、平成 24 年度に完成する予定。

また、上部工製作工事についても契約しており、平成 24 年 9 月に完成予定。

なお、上部工架設を平成 24、25 年、橋面工を平成 26 年度予算により完成する計画。

本年度より用地交渉を始め、随時契約を行っていく。